

7

世界は今

世界の紛争と難民

たくさんの犠牲と被害をもたらした第1次、第2次世界大戦以後、アメリカを中心とする西側の国々と、旧ソ連を中心とする東側の国々の対立（冷戦）が続きましたが、1990年代、ソ連の崩壊によって冷戦は終わりました。

しかし、それまで抑えられていた民族や宗教、独立の問題がわきあがり、さらに貧困、経済など様々な問題と絡み合っ、各地で武力紛争等が続いています。

近年では、2022年2月に始まったロシアによるウクライナへの侵略や、2023年10月のハマス等パレスチナ武装勢力によるイスラエルへの攻撃、それに続くイスラエル国防軍によるガザ地区等への攻撃は、2025年6月現在も続いています。

このほかにも世界の多くの地域で紛争が絶えず、各地で多数の難民が存在しています（2023年末時点では約3,760万人）。



©UNHCR/Andrew McConnell

ウクライナに向けられたミサイルのうち1発は、村の家屋2軒を破壊し、村民5人の命を奪い、近くの住宅に大きな被害を与えた。



EPA=時事
イスラエル軍の空爆現場で上がる炎



AFP=時事
イスラエルの攻撃を受けて上がる黒煙



©UNHCR/Tiksa Negeri

エチオピアの国内避難民。干ばつや紛争の影響を受けた何十万人もの人々が、家族や家畜のための食料、住居、水を求めて避難している。



©UNHCR/Tiksa Negeri

スーダン難民の子ども。母親は10人の子供と80歳の母親とともにスーダンから逃れた。



©UNHCR/Gregory Doane

働きながら盲目の父親の世話をするイエメンの国内避難民。安全を求めて3回引っ越しをし、現在7年間避難生活を続けている。



©UNHCR/Ying Hu

チャド国境の町アドレに新たに到着したスーダン難民。

「核兵器禁止条約」の発効

令和3年(2021年)1月22日に、核兵器の開発、保有、使用あるいは使用の威嚇を含むあらゆる活動を例外なく禁止した国際条約である核兵器禁止条約が発効しました。

千葉市の平和都市宣言や平和首長会議が目指す「核兵器のない世界」を実現するためには、核保有国及びその同盟国の参加が不可欠であり、同条約を広く浸透させ、核兵器廃絶の推進力としていくために、我が国を含めて署名・批准国の一層の拡大を図っていくことが課題となっています。

条約の主な内容

【前文】 被爆者（ヒバクシャ）に言及	被爆者（ヒバクシャ）の苦しみと被害に触れ、人道の諸原則の推進のために、核兵器廃絶に向けて被爆者などが行ってきた努力にも言及しています。
【第1条】 核兵器の開発、実験、使用、使用の威嚇などを禁止	核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇などの活動を、いかなる場合にも禁止しています。
【第4条】 核保有国の加盟についても規定	定められた期限までに国際機関の検証を受けて核兵器を廃棄する義務を果たすことを前提に、核保有国も条約に加盟できると規定しています。
【第8条】 条約について話し合う会議を開催	条約の運用などについて話し合う締約国会議や再検討会議の開催について定めており、いずれの会議にも、条約に加盟していない国やNGOなどをオブザーバーとして招請するとしています。